

みどり公園維持管理業務積算要領
新旧対照表 令和6年10月改定

改正後	改正前																																												
1 適用範囲 本要領は、さいたま市みどり公園推進部施行の除草、<u>剪定及び伐採等の</u>維持管理業務における積算に適用する。なお、積算にあたってはさいたま市土木工事標準積算基準書に準じて行う。	1 適用範囲 本要領は、さいたま市みどり公園推進部施行の除草の維持管理業務における積算に適用する。なお、積算にあたってはさいたま市土木工事標準積算基準書に準じて行う。																																												
4 間接費の積算 [略] 共通仮設費率 [略] 現場管理費率 <table><tr><td>対象額</td><td>700万円以下</td><td colspan="2">700万円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適用区分</td><td rowspan="2">下記の率とする</td><td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>利用者又は周辺への影響が小さい場合</td><td><u>20.05</u></td><td><u>44.9</u></td><td><u>-0.0512</u></td></tr><tr><td>利用者又は周辺への影響が大きい場合</td><td><u>25.35</u></td><td><u>204.3</u></td><td><u>-0.1324</u></td></tr><tr><td>算定式</td><td colspan="3">Jo=A・Np^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値</td></tr></table>	対象額	700万円以下	700万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	利用者又は周辺への影響が小さい場合	<u>20.05</u>	<u>44.9</u>	<u>-0.0512</u>	利用者又は周辺への影響が大きい場合	<u>25.35</u>	<u>204.3</u>	<u>-0.1324</u>	算定式	Jo=A・Np ^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値			4 間接費の積算 [略] 共通仮設費率 [略] 現場管理費率 <table><tr><td>対象額</td><td>700万円以下</td><td colspan="2">700万円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適用区分</td><td rowspan="2">下記の率とする</td><td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>利用者又は周辺への影響が小さい場合</td><td><u>19.82</u></td><td><u>51.2</u></td><td><u>-0.0602</u></td></tr><tr><td>利用者又は周辺への影響が大きい場合</td><td><u>25.08</u></td><td><u>227.8</u></td><td><u>-0.1400</u></td></tr><tr><td>算定式</td><td colspan="3">Jo=A・Np^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値</td></tr></table>	対象額	700万円以下	700万円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	利用者又は周辺への影響が小さい場合	<u>19.82</u>	<u>51.2</u>	<u>-0.0602</u>	利用者又は周辺への影響が大きい場合	<u>25.08</u>	<u>227.8</u>	<u>-0.1400</u>	算定式	Jo=A・Np ^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値		
対象額	700万円以下	700万円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																											
		A	b																																										
利用者又は周辺への影響が小さい場合	<u>20.05</u>	<u>44.9</u>	<u>-0.0512</u>																																										
利用者又は周辺への影響が大きい場合	<u>25.35</u>	<u>204.3</u>	<u>-0.1324</u>																																										
算定式	Jo=A・Np ^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値																																												
対象額	700万円以下	700万円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																											
		A	b																																										
利用者又は周辺への影響が小さい場合	<u>19.82</u>	<u>51.2</u>	<u>-0.0602</u>																																										
利用者又は周辺への影響が大きい場合	<u>25.08</u>	<u>227.8</u>	<u>-0.1400</u>																																										
算定式	Jo=A・Np ^b ただしJo：現場管理費率（％） Np：純業務費（円） A・b：変数値																																												
附 則 (施行期日) 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 <u>この要領は、令和6年10月1日から施行する。</u> (適用) 2 <u>この要領による改正後のみどり公園維持管理業務積算要領は、令和6年10月1日以降に指名の通知をする業務から適用する。</u>	附 則 (施行期日) 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。																																												